

別紙（陳情第 132 号）

米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書

宜野湾市民は戦後 74 年間も米軍普天間飛行場から発生する基地被害に悩まされ続けてきた。その我慢は、すでに限界に達している。一日も早い宜野湾市民の普天間飛行場の基地被害から解放されることを切に願っている。

現在、普天間飛行場の名護市辺野古地区キャンプ・シュワープへの移転・統合が日本政府によって進められているが、私達、宜野湾市民の安全な生活を守る会は、この方法こそ、普天間飛行場の一日も早い「危険性除去」の方法であると、心から確信している。

そのことは、宜野湾市民の安全な生活を守る会が 2016 年 10 月に行った、翁長雄志前知事の「辺野古埋め立て承認取り消し訴訟」の無効を主張して提訴したことを支持する署名活動において、宜野湾市民 2 万人余りが署名したこと、また平成 25 年 8 月に「基地統合縮小実現県民の会」が行った普天間飛行場の辺野古移設と経済振興を求める署名が 3 カ月間の短期間で 7 万 3,491 名集まったことに現れている。

普天間飛行場の一日も早い危険性除去のため、同飛行場の辺野古先キャンプ・シュワープへの移設・統合が必要である。

よって、北九州市議会は下記のことを強く要請する。

- 1 普天間飛行場の危険性を除去し宜野湾市民の 74 年間もの苦労を一日も早く解消すること。
- 2 その具体的方法として現在、唯一、示され実行されている辺野古先キャンプ・シュワープへの移転・統合を推進すること。
- 3 日本の安全保障を確保するため、日米安全保障条約を推進するとともに、一定の基地負担を負わざるを得ない沖縄県において、さらなる基地の整理縮小を求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。